

沖縄県内の

移動式クレーン等災害事例

沖縄労働局

【転倒】 ※移動式クレーンの横転

(令和元年8月発生)

橋梁上部より、ドラグ・ショベルを積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)を使用し、安全装置の機能を停止させたまま、つり上げ作業を行った結果、過荷重によりバランスを崩して転倒。

(令和2年3月発生)

設備工事において、積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)により、アウトリガーの張り出しなく、無資格者が操作し、つり上げ作業の際、過荷重により転倒。

(令和2年3月発生)

建設工事において、フレキシブルコンテナバッグを積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)により運搬・移動中、つり上げ作業の際、過荷重により転倒。

【ジブ(アーム)の折損】

(令和2年4月発生)

建設工事にて、移動式クレーン(つり上げ荷重 60 t / ラフタークレーン)を使用し、つり上げ作業の際、運転者がつり荷(杭打機のリーダー)と架台の接触に気付かず巻き上げ・ジブ起こしを行ったため、先端ジブを損傷。

【ワイヤーロープの切断】

(令和元年5月発生)

敷地内にて積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)を使用し、伐採樹木を荷下ろしのため、つり上げ作業の際、一本づりしていた玉掛ワイヤーロープが過荷重により切断。落下した樹木に激突され、操作者が死亡した。

【墜落・転落】

(令和2年3月発生)

建設工事において、積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)を用いて型枠資材の撤去作業中に、ラジコン操作者が車両荷台から墜落し、死亡。
なお、保護帽を着用していなかった。

(令和元年8月発生)

建設重機を納品のため、積載型トラッククレーンにより運搬後、つり上げ作業の玉掛けの際、バランスを崩して荷台から墜落。

【挟まれ・巻き込まれ】

(令和2年9月発生)

橋梁上部より、積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.93 t)を使用して、ドラグ・ショベルをつり上げる際、バランスを崩して転倒。車両と橋梁の欄干部分に操作者が挟まれ死亡。

【建設重機等のクレーン機能の使用に係る事例】

(令和2年5月発生)

建設工事において、建柱車のクレーン機能によりコンクリート柱の引抜きによる高さ調整作業中、鉄板等の養生をしておらず、アウトリガーが沈下し、転倒。

(平成27年9月発生)

建設工事において、小型移動式クレーン運転技能講習無資格者が操作し、クレーン仕様のドラグ・ショベルによりブロックを一本づりで設置しようとしていたところ、操作を誤ってしまい、バケットと法面の間に他の作業員が挟まれた。

クレーンモードに切り替えずに作業していたため、車両系建設機械の用途外使用であった。